

社会福祉法人長野県社会福祉事業団一般事業主行動計画

平成30年4月1日

職員が、仕事と家庭や子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成32年3月31日までの2年間

2. 目標

- (1) 男性職員の育児休暇及び特別休暇の取得しやすい環境整備
- (2) 仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる「ワーク・ライフ・バランス」の推進

3. 取組方法と実施時期

(1) 育児休暇関係

ア 取組方法

- ・周知方法の見直し徹底（パンフレットの工夫、男性職員への説明、広報誌の活用）
- ・わかりやすいパンフレットづくり、該当職員への説明など実施
- ・階層別（上司、リーダー、中堅職員、新規採用職員）説明会の実施

イ 実施時期

平成30年5月～	事務局内にて周知方法の見直し
平成30年8月～	広報誌等による周知 説明会の実施
平成31年3月	検証と改善

(2) ワークバランス関係

ア 取組方法

- ・事務局に担当部署を設け育児関係を含めた、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)」の推進を図るための啓発と実践。
- ・上司、管理者を対象とした研修会（イクボス養成）への参加。

イ 実施時期

平成30年5月～	事務局内にて周知方法の見直し
平成30年8月～	広報誌等による周知 説明会の実施
平成31年3月	検証と改善